

1. 総則

(1) 目的

- ・「コーポレートガバナンスに関する基本方針」は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、最適なコーポレートガバナンスを実現するための基本的な考え方や方針を定めるもの。

(2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方

- ・当行は、「地域共存」、「顧客尊重」という不変の経営理念のもと、株主の皆さまをはじめ、地域・お客さまと信頼関係を構築し、経営理念に掲げる考え方を実現するために、コーポレートガバナンスの強化及び充実を経営上の最重要課題の一つとし、最適なコーポレートガバナンスを追求する。

(3) 機関設計

- ・当行は、コーポレートガバナンスの基本的な考え方に基づき、①監査・監督機能の強化、②経営の透明性向上、③意思決定の迅速化を可能とすることを目的として、「監査等委員会設置会社」を採用する。

① 監査・監督機能の強化

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会の議決権を付与すること等により、取締役会における監査・監督機能の強化を図る。

② 経営の透明性向上

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応える体制の構築を目指す。

③ 意思決定の迅速化

取締役会の業務執行決定権限を必要に応じて取締役に委任すること等により、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び業務執行の更なる迅速化を可能とする体制の構築を図る。

2. ステークホルダーとの関係

(1) 株主総会

- ・当行の定時株主総会の招集通知は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう発送・開示に努める。
- ・当行は、あらゆる株主に対してその持分に応じて公平な対応を心掛け、適時適切に情報開示を行い、全ての株主が適切に議決権を行使することができる環境の整備に努める。

(2) 株主との対話

- ・当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主との建設的な対話を促進するための基本方針を定めるとともに開示し、株主との建設的な対話を積極的に進めていく。

(3) 政策保有株式

- ・政策保有株式については、取引先等との十分な対話を経た上で縮減していくことを基本方針とするが、地域金融機関として取引先との安定的・中長期的な取引関係の維持・強化により、地域経済の発展や当行の中長期的な企業価値向上に資するなど保有意義が認められると判断される場合においては、限定的に取引先の株式を保有する。
- ・当行の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、その意向を尊重し対応する。
- ・政策保有株式の議決権行使に際しては、当該企業のガバナンスの状況、中長期的な企業価値、経営状況、当行の中長期的な企業価値向上等の観点から総合的に勘案し、企業価値に大きな影響を及ぼす可能性のある議案については、必要に応じて個別に対話を行い、賛否を判断する。

(4) ステークホルダーとの関係

- ・当行は持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、株主のみならず当行の従業員、お客さま、取引先、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益に貢献し続けていく。

3. 情報開示

- ・当行は経営の透明性向上を図り、社会から信頼され、公正な評価を受けるため、当行グループに関する情報を広く外部に向けて、公平かつ適時・適切に情報開示を実施する。

4. コーポレートガバナンス体制

(1) 取締役会の構成

- ・取締役会は、その実効性を確保するために定款上の員数である14名以内の取締役（うち監査等委員である取締役7名以内）により構成する。
- ・取締役会は、当行グループの事業に関する深い知見を備えるとともに、金融、財務会計、リスク管理及び法令遵守等に関する知見・専門性を備え、多様性があり、全体としてバランスの取れた構成とする。
- ・取締役会は事業に精通した社内取締役と、独立した客観的な観点から経営陣・取締役に対する監督を行う独立社外取締役との適切なバランスで構成し、かつ実効的な監査・監督機能の発揮の観点から、取締役（監査等委員であるものを除く。）と監査等委員である取締役との適切なバランスを確保する。

(2) 取締役会の役割

- ・取締役会は全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、これを通じて当行が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。
- ・取締役会は前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、当行が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに当行の重要な業務執行等を通じて、最善の意思決定を行う。

(3) 取締役会の議長

- ・取締役会の議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会を効果的かつ効率的に運営する。
- ・取締役会の議長は、全ての議案について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時に適切な情報を得られるよう配慮する。

(4) 取締役会の運営

- ・取締役会の議題、審議時間及び開催頻度は、重要な業務執行の決定及び職務執行の監督のために、必要かつ十分な審議・協議が可能になるように設定する。
- ・取締役会のスケジュール等について予め決定するとともに、取締役会において意義のある議論が行われるよう、取締役会の議案内容について、適切な情報提供に努める。

(5) 監査等委員会

- ・当行は、委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を設置し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を行う。
- ・内部監査部署より報告される監査結果等の重要事項について協議するほか、内部監査部署及び会計監査人との定期的又は適時適切な情報・意見交換等の緊密な連携を通じて、監査の実効性の確保及び当行の内部統制機能の強化に努める。

(6) 取締役（監査等委員であるものを除く。以下本項において省略。）

- ・取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、取締役会において説明を求め、互いに積極的に意見を表明して議論を尽くし、議決権を行使する。
- ・取締役は、取締役会の議題を提案する権利及び取締役会の招集を求める権利を適時かつ適切に行使することにより、知り得た当行の経営課題の解決を図る。
- ・取締役は、株主の信任に応えるべく、その期待される能力を発揮し、十分な時間を費やし、取締役としての職務を執行する。
- ・取締役は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当行及び株主共同の利益のために行動する。

(7) 監査等委員である取締役

- ・監査等委員である取締役は、独立した立場から取締役の職務の執行を監督する。また、監査等委員である取締役は株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当行の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努める。
- ・監査等委員である取締役は、監査等委員会で定めた監査の方針等に従い、取締役会をはじめとした当行の重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査担当部署との意思疎通、会計監査人からの情報聴取等を通じて、当行取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行状況を監査する。また、監査等委員である取締役は、取締役会その他の自らが出席する重要会議において、能動的かつ積極的に権限を行使し、必要があると認められるときは、取締役等に対して適切に意見を述べる。
- ・監査等委員である取締役は、取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実の有無を調査する。
- ・監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員であるものを除く。）や会計監査人との意思疎通や、他の監査等委員である取締役、内部監査及び内部統制を所管する関連部署との連携を図ることにより、自らの職務執行に必要な情報を収集する。

(8) 社外取締役（監査等委員であるものを含む。以下本項において省略。）

- ・社外取締役は、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から助言を行う。
- ・社外取締役は、独立した立場で、株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。
- ・社外取締役は、取締役会及び監査等委員会の判断及び行動の公正性をより高め、最適なコーポレートガバナンスを実現する観点から助言を行う。
- ・社外取締役は、コーポレートガバナンス及び事業に関する事項等について、独立した客観的な立場に基づく情報交換及び認識共有を図る。
- ・社外取締役は、自らが知り得た情報の中に違法性を疑わせる事情があれば、取締役会で意見を述べること等により、違法または著しく不当な業務執行を防止する。
- ・社外取締役は、業務執行の重要な事項について、社内外での知見や経験を活かし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、外部の視点から忌憚のない意見を述べる。

(9) 取締役（監査等委員であるものを含む。以下本項において省略。）の支援体制・トレーニング方針

- ・当行は取締役に対し、就任時に加え就任以降も継続的に経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を提供するなど、求められる役割を果たすために必要な機会を提供する。
- ・当行は社外取締役に対しては、就任時に当行の経営理念等の情報提供を行うほか、それ以降も経営環境等について継続的に情報提供を行う。
- ・また、社外を含む個々の取締役に応じたトレーニング機会の提供及びその費用の支援を継続的に行う。

(10) 取締役（監査等委員であるものを含む。以下本項において省略。）の選解任基準等

- ・取締役の選解任は、取締役会の諮問機関である経営諮問委員会（以下、「経営諮問委員会」という。）の審議を踏まえ、取締役会において候補者を選定し、株主総会において決定する。
- ・取締役会全体としての知識、経験及び能力のバランス並びに多様性等を確保するため、取締役候補者の選解任基準を定め、開示する。
- ・監査等委員である取締役には財務及び会計に関する適切な知見を有する者を1名以上選任する。
- ・社外取締役（監査等委員であるものを含む。）の独立性判断基準を定め、開示する。

(11) 取締役（監査等委員であるものを含む。以下本項において省略。）の報酬等

- ・取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、経営諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会において決定する。
- ・取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）の報酬等は、経営の監督機能を十分に発揮できる取締役として相応しいものとし、一定割合を業績に連動する報酬とする。

- ・ 監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、経営諮問委員会の審議を踏まえ、監査等委員の協議によって定める。

(12) 経営諮問委員会

- ・ 取締役会の諮問機関として「経営諮問委員会」を設置し、取締役等の指名・報酬に関する事項やコーポレートガバナンスに関する事項等、重要事項について、意思決定プロセスの透明性向上を図るため、原則取締役会の諮問に基づき審議・協議し、その結果を取締役に答申する。
- ・ 経営諮問委員会は、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を独立社外取締役となる構成とすることで、高い独立性を確保した体制とする。

5. 改廃

- ・ 本基本方針の改廃は、取締役会の決議による。

以上